

史料紹介：九州大学所蔵の慶長五年石垣原合戦関係 軍記史料について：寛文三年成立「黒田如水記」を 中心に

守友，隆
九州大学大学院比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/1547061>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 53, pp.55-90, 2010-03-30. Manuscript Library, Historical
Records Section, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



史料紹介

九州大学所蔵の慶長五年石垣原合戦関係軍記史料について

——寛文三年成立「黒田如水記」を中心に——

守 友 隆

1 九州大学所蔵石垣原合戦関係軍記について

慶長五年（一六〇〇）九月、美濃国関ヶ原で徳川家康率いる東軍と石田三成率いる西軍が激突したほぼ同じ頃、九州においては豊後国速見郡石垣原で黒田如水、ならびに細川忠興家臣で豊後国木付城代松井佐渡守（康之）率いる黒田・細川連合軍と、元豊後国領主であった大友義統が率いる軍勢とが激突した合戦、そしてそれに勝利した如水が九州を転戦した一連の合戦^①について記した軍記が九州大学にいくつか残っている。そのうち同大学所蔵のものは【表①】の通りである。本稿では、九州大学所蔵の関連史料を紹介する。

これら史料群のなかで特に注目されるのが、【表①】の①「黒田如水記」である。これは延宝六年（一六七八）に、貝原益軒が編纂した「黒田家譜」所収の「如水記」に先立つこと十五年前の寛文三年（一六六三）二月二日、「昌成」なる人物によって編まれたと考えられるものである。奥書に「書之」とあるので、写本ではなく正本であろう。

貝原益軒の読書目録である「玩古目録」には、貞享元年（一六八四）七月、益軒が「黒田如水記」三冊を読んだことが記されている。しかし、これら三冊の「黒田如水記」の割注には「号故郷物語」とある。⁽²⁾ただし、ここに翻刻する史料はこの「故郷物語」とは異なる書物である。⁽³⁾また、①の「黒田如水記」は本来こうした書名ではなく、「如水九州軍記」という書名だったことが同書の奥書からわかる。「黒田如水記」という標題は後年、製本の際につけられた外題である（図版①参照）。これは慶長五年から約六十年後に記されたものながら、他の石垣原合戦に関する軍記のなかでは早い成立といえる。しかも、貝原益軒の「如水記」（「黒田家譜」所収）より先に成立をしているのである。そこで、本稿では寛文三年成立の「黒田如水記」（「如水九州軍記」）を書誌学的に検討し、なぜ同書が編まれた

【表①】九州大学所蔵石垣原合戦関係軍記一覧

	書名	成立年月日	作者	形態	法量	所蔵機関	史料番号	備考
①	黒田如水記（如水九州軍記）	寛文3年（1663） 2月2日	昌成	縦帳	縦26.1cm 横19.5cm	九州大学附属図書館中央図書館	680 / ク / 31	
②	石垣原合戦 大友家覚書	—	—	縦帳	縦28.0cm 横21.2cm	九州大学記録資料館九州文化史資料部門	宇土細川家文書 159	
③	豊後御陣聞書	嘉永2年（1849） 正月21日写	隈田経房	縦帳	縦23.7cm 横16.4cm	九州大学附属図書館中央図書館	680 / フ / 16	『統群書類従』第23輯上（1924年、統群書類従完成会）に翻刻されたものがある。
④	豊後御陣之聞書上	—	—	縦帳	横28.4cm 横20.7cm	九州大学記録資料館九州文化史資料部門	檜垣文庫 158-1	『統群書類従』第23輯上（1924年、統群書類従完成会）に翻刻されたものがある。
⑤	豊後御陣之聞書下	寛文3年（1663） 2月中旬（「夾鐘中巻」）	—	縦帳	縦28.4cm 横20.7cm	九州大学記録資料館九州文化史資料部門	檜垣文庫和装本 フ-45	『統群書類従』第23輯上。④と1セットであったと推測される。
⑥	豊州乱記	天保4年（1833） 如月吉日写	田有馬 帷正	縦帳	縦22.9cm 横16.5cm	九州大学附属図書館文系合同図書館	国史 / 4 D / 33	『大分県郷土史料集成 戦記篇』（1973年、臨川書店）に翻刻されたものがある。



【図版①】「黒田如水記」（「如水九州軍記」の表表紙）

のか、また、同書は比較的歴史的事実に忠実な実録的「軍記」と考えられるので、一次史料と比較して、それを明らかにしたい。

さらに、関連史料として【表①】の②「石垣原合戦 大友家覚書」も併せて翻刻し、考察する。本史料は宇土細川家文書のなかの石垣原合戦に関する軍記である（【表①】の②・後掲【図版②】参照）。石垣原合戦は東軍方の細川忠興の飛び地豊後木付城を、西軍方の大友義統が攻めたことを発端とする。このため細川家に石垣原合戦に関する史料が残されるのは自然なことである。本史料は作者・成立年代ともに不詳ではあるが、今後の軍記研究に資するところがあると考えられるので全文を翻刻したものを載せる。

【凡例】

- (一) 見出し部分は太字にした。
- (二) 史料中には適宜、注を付し、必要な場合は補注番号を加えた。
- (三) 原文に読点（・）を加え、また並列点（・）を適宜挿入したほかは、文章体裁を含め原則として原文通りとした。ただし、行下りは字詰めのため原文とは異なる。
- (四) 漢字の字体は原則として新字体を使用した。
- (五) 原史料に用いられている古体・異体・略体などの文字は、便宜上活字体に直した。また、変体仮名は江・而・者のほかはすべて平仮名に改めた。

九州大学所蔵の慶長五年石垣原合戦関係軍記史料について

(六) 誤用の訂正や註釈のため、右側に丸括弧を付し、傍注を加えた。

(七) 墨抹で本来の文字が読めない場合は、■記号、墨抹のあるなしにかかわらず本来の文字に訂正がある場合はその右側に訂正文字を付した。この場合、原文にある文字なので丸括弧は用いない。文字の解説ができない場合には、□記号などで表現した。その際、右側に想定される文字や注記(虫食いなど)などを丸字括弧内に適宜付した。

2 翻刻「黒田如水記」(九州大学附属図書館中央図書館六八〇／ク／三一)

黒田如水於豊前国催軍勢事

音無文庫⁽⁴⁾

慶長五年庚子秋のころ、ミヤこにおひて兵乱起のよし告来りけれハ、豊前国中津の城主黒田如水、家臣等をよひ集るナリ、毛利多兵衛尉^(母里友信)・栗山四郎右衛門^(利安)・井上九郎右衛門尉^(后号)・久野次左衛門尉^(后号)・野村市右衛門尉^(集人佐)、右御前に^(同カ)候して、如水仰たるハ、上方事出来るのよし到来有、我前内府家康公ニふかく約諾の子細あり、其上長子甲斐守長政関東へ従ひくたりしなれハ、いそぎ軍勢を催し、先九州ニおひて毛利方の城々ともこと／＼く攻平け、筑紫を一統して中国へをしわたり、毛利領知の国々發向し、それよりミヤこへ上り、家康公へ忠功をつくさむと思ふなりとのたまひけれハ、家臣一同に御誕尤なりとそ申上げる、さらハいそぎ陣用意いたし候へと仰付られしかハ、人数持の衆・物頭其外諸役人へその旨をそ申^{マツ}けれたる、をの／＼承りいさミの、しる事限なし、

大友義統従周防豊後国押渡事

爰ニ豊後国前の守護大友義統^(吉統、中地)、近年周防国山口に流牢の躰ニておりしたる、ひそかニおもひ立給ふハ、今天下二つに分れ、国守・郡主互ニ義を立、勇猛を争ふ時節となれり、我久しく山口ニ居住して輝元卿^(毛利輝元)の厚^(情)に預りける間、

このたび舊臣家僕ともを集め、義兵を起し、毛利家の恩を報せはやく工夫したる處に、石田治部少輔方より密二申送の子細ありけれハ、ねかふところの幸と喜むて、方々へ廻文を遣けれハ、隣国くさまよひ居たる家人とも馳集り、程なく大勢になり二けり、さらハ豊後の国へをしわたり、かの国を治はやくと思ふなり、旧功の武士とも豊前・筑前・肥前の間におく有へきなれハ、飛力をかつてもよはさんと国々へぞ遣ける、我時をえて豊後へ入国を企る、各譜代の旧恩を忘すハ、急府内表へ參陣有へき旨觸送りけれハ、時日を移さすうちたちけり、義統ハ山口より渡海有て府内へより西北にあたり立石といふところを軍旅とす、大友ハ昔よりこの国の守護といひ、殊更それより前、豊・筑・肥悉く幕下たるしによつて旧功をしたふものおほくこ、かしこより馳集て大勢旗をなひかし鉾をよこたへ猛威をひた、しくぞ成二ける、

大友豊後国木付城を攻る事

か、りし程二同国木付の城主細川越中守忠興家臣松井佐渡守・有吉四郎右衛門尉（康之）在城したる間、先かれを責討むとて、宗像掃部助を大将として木部山城守・大駕賢助・柴田小六・都甲兵部など云者多勢を卒し城下に着て、ひとしく堀屏を乗越くひたくとぞ攻入ける、松井・有吉これをミて、諸卒に下知し、弓鉄炮を透間なく討懸うかけ爰をせんとけせきたれハ、手負あまた出来しけり、されとも寄手大勢なれハ事ともせず入替くせめけれハ、終に二の丸まで責破り、本丸はかり二成にけり、

如水中津を打立豊後国出張の事

去程二黒田如水仰ありけるハ、大友義統豊後の国へ押渡り、立石表に軍旅をかまへ、近国旧功の諸士とも悉馳集り猛威をふるふのよし、その聞へ有、先豊後表へ出張し大友を討亡さむと着到を注され、七千餘騎を引卒して九月九日中津を打立給ふ、その日ハ赤根峠二野陣をかけられ、翌日十日未明より先陣次第く二打せらる、

高田城属味方事

爰に豊後の国高田の城主竹中源助^{重型}伊豆守方へ使をたてられけるハ、今度大友退治のためニ立石表へ出張いたすところ也、味方ニ参らるへきか否是非の返事承らハむと有たれハ、内々御出張のよし承及御勢に加り申さむと用意いたし候とて^{竹中義重}長子を入質に出し先勢ニそ加りける、

安喜城乗捕事、付、木付城後詰事

夫より安喜の城へをし懸給ふ、城主熊谷内藏殿^{直盛}ハ毛利方ニて上方に有けれハ、留守居の者とも楯籠けり、かゝるところニ木付の城松井・有吉方より飛脚来て申けるハ、大友義統多勢をもつて木付の城を圍の間、城中身命を捨、防戦と云共、新手を入替く攻けるニ依て二の丸まで攻破られ、詰の城ニて支へ、既ニ難義ニ及の間、御助勢有へき旨告来る、如水聞給ひてさらハ先彼者を救へし、勢を引とるならハ城内よりしたひとる事あらむか、栗山四郎右衛門残居て勢をふせをき、敵うち出なハことくくうち果せとて黒田三四郎^{后号}・本田半三郎・山脇弥七郎其外鉄炮をさしそへらる、黒田三左衛門^一尉^{美作守}・後藤又兵衛尉^{基次}兩人ハ甲州長政に相付、関東へ下りたれハ、三左衛門手の者、江見彦右衛門・糟屋茂兵衛・進藤加左衛門・関勘六など如水の御供申せしをも相加へらる、さ有て先勢ハ木付へ押せられ、旗本を引取給ふ、案のことく敗北ぞと思ひ城中より打ていつる、栗山案の圖ニ敵を引請、一度にとつと立より、中ニ取籠、散々ニ戦ひ、ことくく討取けり、⁽¹⁾本田半三郎・黒田三四郎・山脇弥七郎、黒田三左衛門内江見彦右衛門など分捕をそしたりける、栗山手の者も分捕れ、其外何れも手負餘多有けると、如水このよしミ給ひ、旗本を返れ、即時に城を乗捕給ひけり、それより騎兵^{韃靼}鎧をそへ、木付の城ニ馳付しかハ、大友方是をミていかにおもひけむ、城をまきほくし立石に到て勢を打いけれハ、松井・有吉、急難を遁れけり、

於立石表大友と合戦之事

如水さらハ急立石表へ發向せよとて、先勢次第に打て立石のこなたなる石垣原にうちのそミ魚鱗に陣を備らる、竹

中源助も加りこし陣をすへ、松井佐渡守・有吉四郎右衛門尉も手勢引つれ石垣原の東なる小山に陣をとつてけり、かくて大友方より吉弘加兵衛尉^{統率}大将として小田原又左衛門尉^直・深栖七左衛門尉^直・吉良傳左衛門尉^{統率}・木部山城守・大賀賢助・清田民部などいふ者とも多勢引つれ立石よりうちむかひけれハ、中津勢の先手母里与三兵衛尉^正・時枝平大夫相したかふ者共を卒、かけ合いとミ戦しか、母里・時枝が兵多く討れけれハ、力及はて引退けり、二番二久野次左衛門尉大将として金の天月の甲を着、手勢并ニ曾我部五右衛門其外相したかふ武士とも引つれ真黒に突て懸る、宗像掃部諸卒に下知して只今馳向久野ハ黒田家にて一方の大将たるものぞ、あますなもらすな討とれやと高声したりけれハ、中津勢負色にミたしけり、久野下知しけるハ、先ニ母里・時枝云かひなく引退し故、敵氣ニ乘しなり、爰にて万死一生の働なくハ味方の大事たり、義を知ものハつ、けやと士卒に先立懸入けり、手勢光留立左衛門・戸田甚内・山本勝藏・稗田九藏・下田作左衛門、命を義ニ輕んし掛卷り戦けるか、敵大勢なれハ手負死人を乗越く戦けれハ五人の者共も討死をそしたりける、久野も向敵を討捕、餘多に手を負せ、終ニ忠死を遂ニけり、曾我部も馬手の方にて敵と戦けるか久野討死をミて我遁る所にあらすと大勢の中ニ懸入討つうたれつ戦て是も討死をそしたりける、松井・有吉、東の方ニ陣取て居たりしか此由をミて相したかふものとも引つれ打おろしまむ丸ニ成て懸りけり、大友勢、久野・曾我部を討取きおひか、つたる武者共なれハすこしもためらハす、うちむかひ火花を散し責戦ふ、松井・有吉爰を先途と懸乱しけるか、手負討死餘多と成けれハ、先兵共ニ息をつかせむと本の陣へそ引とける、井上九郎右衛門尉ハ三の目の大将にて備を立て居たりしか、其所の地形先さかりにて間ニ高き所有て合戦の場所ミてさりけれハ、我行て先勢のもやうを量ふへき間諸勢一人も動ずして我下知を待へしといひて唐冠の甲を着、鳥毛の棒のさしものにて只一騎かちもの拾人ハかり召連、一町計行てミれは、久野・曾我部討死し、松井・有吉も戦つかれ本の陣へ引よりけれハ、敵方の武者共ハ芝居ニおり敷、扇をひらきつかひ居たり、井上是をミてよき時分と思馳帰るニ及ず、ざいをもつてはや押懸れと招けり、大野三郎左衛門、簀奉行にて柏樹の紋の昇かせニさ、めき

立て馳来り、何も馬よりおり立たり、敵ハしつまりかへりて居たりしか、あひ近二成けれハ、一度にさつと立てうちむかふ、其中に赤ねの母衣掛たる武者深栖七左衛門と名乗て真先二懸来るを、中津勢二ハ大野久大夫と名乗て鎧を合せけり、勝負やをそかりけむ、共二太刀をぬきうちあひ、引くむて上を下へ返しけるか、大野ハ深栖を取て押へ終二頭をかきおとしけり、又敵方に小田原又左衛門と名乗ところを大野勘左衛門（マア七左衛門）かけ合せ、しハし太刀打して引組、勘左衛門ハ又左衛門を取て押へ是も頸をそ捕たりける、夫より敵味方追々に立向ひ戦處に、吉弘、井上を見付、久して参り逢たり、尋常に参むと朱柄の鎧を振て真一文字に懸りけり、井上ハ十文字の鎧にてかけ合、たかひ二手を尽し突逢、井上ハ弓手の傍腹をつかれ、吉弘は馬手の脇をした、か二かけられ、痛手なれハたまりもあへすたふれ二けり、岸本五郎兵衛尉、敵餘多二かけ合、散々に突あひしか、一方を打拂ひ向敵を討捕けり、大村六大夫、吉傳右衛門（鳥賊）にかけ合せ突ふせ頸をそ捕たりける、かゝる所二野村市左衛門尉・後藤大郎助、手勢引つれ後よりかゝり来れハ、味方いよくさほひつゝ、ゑいゝこゑを出し突懸りけれハ、大友方たまりもあへす崩二けり、夫より追打二井上内堀尾与左衛門・富田仁左衛門・原田市藏・波賀新兵衛、野村内籐倉喜兵衛・酒井作左衛門（重將）・瓜田傳内、後藤内小栗次右衛門・二宮右馬助など何れも分捕をそしたりける、義統ハ大将と頼ミつたる吉弘討れ、宗像掃部ハ鉄炮にあたり死二けり、其外名あるものとも残すくなく討死したりけれハ、勢力も尽果、只忙然とあきれたり、かゝる處に如水、毛利多兵衛を召て仰けるハ、只今義統を討果さむハいとやすき事なれとも、つかれたるをころすハ仁義の勇にあらず、されハ汝より田原紹忍か方へ使をつかハし、義統かうへをのへて出られなハ、討残されたるものも皆々助くへしとて申つかハせと有けれハ、毛利方よりそのむねいひをくる、田原聞て則義統へ申上ル、義統此由を聞給ひ、我今度本国へ打入むと旧功の諸士を集、合戦を遂るといへとも武運を開す、かくなる上ハともかくも如水の差圖二まかすへしとて剃髪的身と成て如水の陣へ出られける、大友方の残黨ともハをの□□／＼落行、中津勢ハ忽二大利を得勢ひいよく強大二成二けり、

富来城攻落事

爰二同国富来の城主懸樋和泉守ハ毛利方にて上方に有けれハ、留守居の者共楯籠堅守て居たりけり、如水先勢として毛利多兵衛尉・黒田惣右衛門尉（垣見直一）・黒田伯耆守を指向らる、各押寄取囲ミ仕寄、竹たは持楯にて鉄炮数百丁揃夜（マ、際）白際もなくせめにけり、城中よりも弓鉄炮をうち懸爰を先途と防けれハ、寄手も手負人多有て輒責入かたかりしか共、様々手立を替、外かわを乗破、堀石垣ともいはす新手を入替く攻けれハ、こらへかたく和を乞、城を明渡しけれハ、城を請取豊後の国悉攻随へけり、

豊前国香春城并小倉城降参事

是より小倉津へうちこし城主毛利壹岐守を攻うたむと田河郡へ發向し、壹岐守家臣毛利九左衛門尉か居城香春か岡へ使を立、城を明渡しへし、左なくハ即時ニ攻ほすへきと有けれハ、九左衛門か長子吉十郎と加り申て勢なく罷出、御勢に加りけり、それより小倉の城へ押寄、如水城中へ使者を立の給ひける、我豊後国へ出張し、大友を責平け、安喜・富来の城々とも残らず責討ぬ、當城之儀明渡さるへきか、但一戦ニ及むとならハ軍兵をさし向へしと有けれハ、壹岐守家臣ともを集、評儀しけれハ、各一同ニ申せしは、今近国の城々ともことく如水の手ニしたかひぬ、其上濃州青野か原ニて石田治部少輔・小西摂津守（行長）その外歴々家康公と合戦を遂るといへとも、西方敗北すと聞へ有、此城ニて死を守らせ給ふとも誰か為ニかせむ、唯々如水の指圖ニ御任宜からんと申けれハ、壹岐守□□もと思ひ、則城を明渡しけり、（19）

筑後国柳川表合戦之事

如水是より肥前の国鍋嶋加賀守（直茂）へ使節を以て、青野合戦西方敗北のよし注進有、御息信州毛利方ニて上洛なりし、此節貴家断絶あらんか、我豊後・豊前を討随へ、筑後・肥後を経て薩州まで發向し、九州一統せむと存なり、然筑後の国柳川の城を攻、忠戦を致れば家康公へ能々取成申、貴家恙なく相續あるやうニはかひ申すと有けれハ、加州

聞給ひ御厚志浅からず、さらハ柳川の城を責へしと忒万余騎の勢を卒し、十月下旬柳川表へ出張す、立花左近將監(近)聞給ひ、龍造寺勢(20)此表へ寄来ると聞由、急馳向ひ打散せとて、家臣小野和泉守・矢嶋左介(21)大將ニて兵士をうちつれハ乃院(23)へ出向ふ、龍造寺方先手の大將鍋嶋七左衛門尉(成忠)・同淡路守六千余騎ニてかけ合せ討つたれつ百戦の功を尽す、和泉守名をえしものなれハ龍造寺方の軍兵多討れぬ、されとも七左衛門・淡路守一足も退す、千騎が一騎二なるとも引なと下知し、大勢おりかさなりけれハ柳川勢危く見へしところニ立花吉右衛門尉(成家)手勢引つれすけきたり、真先にす、ミ鎧を入けれハ、龍造寺方なひき立て引退けり、吉左衛門尉一方を追拂(痛)手負けければ續てかけ入ニ及はす、和泉守も疵餘多蒙り本の陣へ引退きけり、立花三大夫是を見、勇懸て戦ひたれハ龍造寺方なひき立てミ多にけるニ五嶋善次郎(後藤家信)若狭守手勢引て横合に近々と打寄て鉄炮百余挺つるへて放懸けれハ、三大夫か勢多討れさハく所をとつと突て懸けるにたまりもあへす崩ニけり、柳川勢たけく勇といへとも或ハ討れ或ハ手負残すくなニ成けれハ心ならず引とりけり、爰ニて如水より使を立られ、貴家今度毛利方ニなし給ふハ世の成行なり、しりそひて其旨を述べられハ家康公もさのミ深き御憤ハあらしと存なれハ當城を御わたし宜からんと仰られけれハ、左近將監き、たまひ、我弓矢を取ていまた名を失す、如水芳言を尤と思ふ、なれハ城を明渡さんとして如水のさしつニ任給ふ、

肥後国薩州境まで發向之事

夫より肥後の国八代・佐志木(佐敷)・三奈保(本保)まで發向し既ニ薩州へ打入んとし給ふ處ニ都より使節下着し、去九月十五日青野合戦に家康公御勝利以後謀叛の余黨或討捕或ひとりことし給ひ、今ハ残りなく天下一統に成行なれハ、九州悉發向ニ及す、急帰陣あるへき旨なりけれハ、(24)さらハとて豊前の國中津へ勢をうちいれ給ひたる、如水の今度の武功のほと皆人ことニ感しけり、

右此如水九州軍記者採黒田永翁所論一冊正覽字誤潤色其辭應公之請而已、

寛文三卯年二月二日書之

昌成

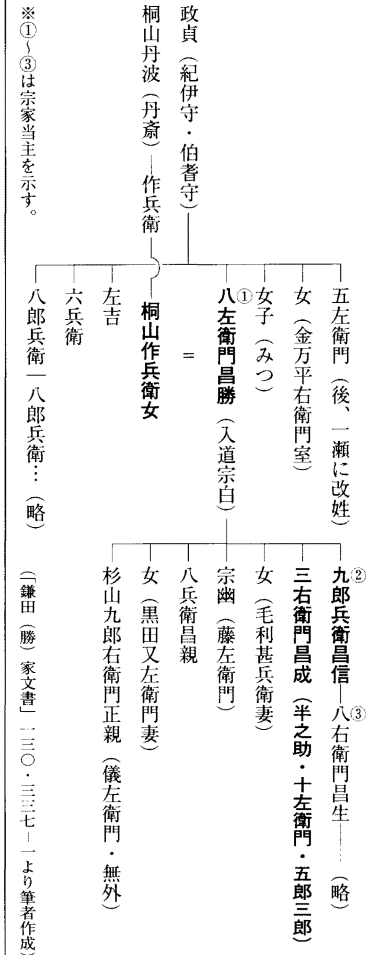
3 「黒田如水記」（「如水九州軍記」）の成立過程

作者に関する情報は、「昌成」という諱と、寛文期の人物ということだけである。福岡藩黒田家中において「昌」が通字の家としては鎌田家がある（「鎌田氏系図」）。鎌田家は備中国鎌田郷の住人鎌田正清⁽²⁵⁾の末裔、鎌田紀伊守（伯耆守とも）なる人物を祖とする。鎌田紀伊守は織田信長に仕えたが、信長が本能寺の変に斃れると、彼は故郷の鎌田邑に閉居したとい⁽²⁷⁾う。

以上は「鎌田家聞傳」⁽²⁸⁾によるもので、史実とはにわかに認めがたい。鎌田氏について一次史料からわかるのは、紀伊守の次男とされる鎌田八左衛門昌勝からである。昌勝は小堀遠江守政一の家臣であったが、福岡藩二代藩主黒田忠之に乞われて黒田家に仕え、最初三百石を与えられた。その後累進し、三代藩主光之の代には「職分」（家老）となり、四千五百石を知行した。その嫡男が

九郎兵衛昌信で、昌勝の跡を継ぎ「宰臣」（家老）となり、二千石を加増されて六千五百石となった⁽²⁹⁾。鎌田家のなかで注目されるのは、八左衛門昌勝の次男三右衛門昌

【鎌田氏系図】（女子に関して長幼の順は史料により異なり順不同である）



九州大学所蔵の慶長五年石垣原合戦関係軍記史料について

成で、「黒田家臣傳」は「光之ノ御時寵ヲ受シカ故有テ仕官ヲ止在宅シテ卒」とする⁽³⁰⁾。しかし、それ以外に彼に關する情報は知り得ない。この史料の刊記にある「寛文三卯年」頃の人物であり、諱が一致することから、「昌成」はこの鎌田三右衛門昌成と同定しておきたい。また鎌田家の蔵書目録（作成年次不詳）には、次のようにある。

【史料①】⁽³¹⁾ 鎌田（勝）家文書二一——一二

一、玉露茗⁽³²⁾ 四十二冊

右ハ天下ノ御記録ト申傳候、

一、徳川記 三冊

右同断

一、黒田記略 一冊

御尊家様

御先祖様ノ御次第専出居候、

一、黒田傳記 二冊

右同断

一、吉川家略傳 二冊

右同断

一、吉川家略傳聞傳覚書

右同断 一冊

一、豊後記録 一冊

右同断

右の一つ書き最後の「一、豊後記録 一冊」については、速断はできないが、「昌成」の編んだ「如水九州軍記」と推測される。それは、これらの書物がすべて黒田如水・長政に関わるもので、黒田家と豊後との関わりは慶長五年（一六〇〇）九月の豊後国での石垣原合戦以外に考えられないからである。

では、なぜ鎌田三右衛門昌成がこの書物を編んだかを推測させるのが次の史料である。長文ではあるが重要な推定根拠となるので引用しておきたい。

【史料②】鎌田（勝）家文書一八⁽³³⁾

△

御家之儀、其初ハ殊外御小身成御儀之由ニ御座候、太閤様播州御發向之時、如水様彼表へ御案内者故、御彼方・此方御承知被遊、諸所之御合戦太閤

御勝利ニ罷成由ニ御座候、播州荒木^{（村重）}摂州籠城之刻ハ、如水様を摂州取子ニ仕、暫く城内へ被成御座候へとも、其後

御運を御ひらき被成候、如此之儀迄ニ御逢被成、御忠仕被尽数度之御手柄名器之仕共ニて、段々御立身被遊、豊前之内六郡御拝領被成由、度々上之御□御忠節之御深信不大形故

ニて御座候、

■^(三)■^(二)■^(御座候)乍然■御小身之御時分ヨリ能御家人を被召仕候ニよつて之儀ニ御座候、いかに御大将御勇者ニ而御

座候とても御一人之御働にて難成事ニ御座候、能人を御見立被成家老出頭物頭、夫々相應之役被仰付御召仕候事、大勢御用ニ相立候儀も上御一人即限申儀ニ候へは、つまりハ上御一人御笑草と奉存候、扱又備中すしか山之城を太

閤様御責被成候時、長政様御十三ニて御初陣ニも御高名被遊、翌年十四御歳築瀬ニ而柴田と^{（柴田勝家）}

太閤様御取合候刻、又々御高名、其後

式

天正十四年紀伊国雜賀・根来衆一揆之起、中村式部少殿御居城泉州岸和田之城を責可申由相聞候ニ付、為御加勢長政様御出陣、大勢之敵ヲ御討取御高名、其後相續数ケ度之御働、私共語傳と覚候儀も難成程之事ニ御座候、朝鮮御陣之節も数ケ度御高名、御自身様御手をくたかれ候儀度々ニ及申由候、関ヶ原御合戦之刻、長政様御忠義之御志薄く候へハ、加藤左馬助殿・福島左衛門大夫殿其外大勢大坂方迄御成候筈之儀と相聞へ申候へとも、始終共ニ長政様、兩御所様へ御忠節深御座候ニ付、いつも様所様方と被成由ニ御座候、見又河御合戦之处、長政様御働ニ而石田治部少追ちらし被成、忽ち御所様方之御から罷成申候、殊更毛利家裏切も偏ニ長政様御才覚を以之儀と相聞へ申候、か程ニ大斗成ル御忠節被遊候ニ付御一國ヲ御拝領

三

甲

被成、天下ニ御名く候、か様之御家今天下ニあまり多く御座有間敷候、夫ニ付、(福岡二代藩主)忠之様御代ニも御家御作法別而

被為入御念ニ、諸事御仕置等被仰付、(福岡藩二代藩主)光之様御代ニ成り、弥又諸事御叮嚀之御仕置被遊、士中ハ不及申、在々

町人ニ至迄御憐愍ニなつき四民共ニ能有付申候、長政様段々之御手柄を相考申、御名代を任者大勢有之、其者共

何も一廉之勇者ニて、長政様御身ニ成代り候而不惜一命御忠節仕り候者と相聞へ申候、旁以とかく御家人共勇ミ

申様ニ忠節仕候ハて、平生相調不申候様ニ而ハ、及乱国ニ候而ハ、弥以御家頼之者共忠義不奉存候てハ、中々御大

将いか様ニ御心しけく候とても御合戦^孫勝利無御座候、御平生家老・出頭其外有限有者共之被召仕様、愈其職分を勤

兼候様ニ御座候而ハ、何ぞ之時も御用ニ立不申者ニて御座候、御當家之御成立石申上通ニ無御座候とも大國を御治

被成候儀、疎ニ被思召上候而ハ、事成就不仕事

三

御座候、第一如水様・長政様御軍功 厚を以一國之御守護とならせられ夫々へ御相續被成御代々之儀ニ御座候へハ

聊ニても疎ニ被思召上筈ニ而無御座候、御行跡悪候てハ御平生之儀調不申候、御平生之儀ヲ御家人共うとミ申候而ハ及乱ニ候而各心入薄御用ニ立申者無御座候、夫付昔ヨリ能御大将ハ治ニ乱を思召と申傳候、治たる時乱を御失念被成候へハ、以之外乱之時ニ鋒先よくワつか之人數ニも合戦おくれ申儀、古今其ためし多御座候、又御平生之御行跡之善悪を彼方ヨリも考て其家之善悪邪正強弱等迄察申者ニて御座候、如此申上候とて何ぞ替たる御工夫を被遊候程ニても無御座候事、

公方様へも御忠義之所をも不被為立思召にて可有御座候、其御忠義之元ハ御孝行ニて御座候、古ヨリ忠^信ハ求孝子門ニ申候、忠節之臣下迄詮義仕候ニハ、親ニ孝行なる者を撰候而、忠臣ニ立申事ニて光之様ヨリ被下之御異見只今一ツも御用不被成候、

四

是以以之外御為ニ不罷成儀と奉存候、縦御無理なる儀を被仰懸しとても、一端御したひ被遊御直返、又ハ聞役之被思召之程被仰分候、以後[□]御背被成候共、其段を不被仰上内に御異見を御背被成候ハ御不孝ニあたり申候、殊ニ去年ヨリ只今ニ至之御異見一人も御為ニ惡儀無御座候、光之様御意之通ニ被遊候へハ、御前端之御行跡無殘所御為ニ能御座候、此ヲ御不審被思召上候て只今迄被召仕候者之内御前近ノ御懇ニ被思召、望程之者ヲ被召出、只今迄之被遊候様能々と奉存哉、光之様ヨリ之御異見御背被成候所、尤と奉存候哉と一々御尋被遊て可被成候得ハ、一人も能と奉存候者有御座間敷候、物毎も御機嫌損し候處憚りてこそ被遊様之惡敷ヲも能様ニ申上候と見へ申候、能々存所ヲ御尋被成候ハ、有躰ニ心底^ヲ申上ニて可有御座候、若又當時應御意候様ニ仕被遊様之惡ヲも能と申上者者沙汰之かきり御為ニ不罷成者ニて御座候、それら者も御座候、乍憚私ヲ御前へ被召

五

候ハ、こ、以何レも有難可奉存候、如此ニ被召仕候儀、御為ニ宜可有御座と奉存候事、

一、先日長井土佐守様之儀⁽³⁴⁾ヲ申上候處、私御次へ罷出候、以後殊外御機嫌損申候由承知仕候、最前も如申上候、土佐守様御執心之□□奉存申上たる二ても無御座候ても上之□之被遊様□□御為二成不申、其上未タ御年も不被成御取儀ニ御座候へハ、若又御執心之儀も可有御座哉、左候而ハ、慥ニ御家御相續被遊かたきニ御座候、今外したしく被成なして以後間遠ニ被遊候儀者目ニ宜とて御為ニ不罷成儀と奉存候、御機嫌之程も不顧、懸意之程ヲ申上候、此以後とても御自□□御取遣被遊彼方此方御振廻ニ御出合被成儀も御為ニ相成不申儀と奉存候、先達阿波守殿へ御執心之儀不苦事之様ニ被成候事候へとも、左様ニてハ無御座候、御武家之御ふる廻と申ハ輕しき御取計被成儀ニて無御座段、自他国共其分ニ而御座候、御ふる廻申候御家ヲ不

六

被思召、當好邊ニ⁽³⁵⁾被成事、是者乍恐御違ニて御座候、去年京極備中殿へ之儀有之、又候哉御不通之阿波守殿へ御執心是等ヲ被仰立候と光之様へ之被仰分ケ、いか、可被遊候哉、其上ニ又土佐守殿へ之儀なと專一有之候而ハ、御父子様之御間御不和、此時ニ相極申候、土佐守様へ御執心無之候ハ、被遊かけ惣て有之候条、向後御改被成可然と奉存候、最前も□之ケ条申上たる儀ニ御座候、忠之様御代ヨリ永井信濃守之御一家被仰達無御座候、旁以今迄之被遊かけ御為ニ相成不申候と奉存候事、

松平左京大夫様へ御見廻御使者被遣候儀、先達而左京様へ御使者被進、其御返答有之由、御國江之被下候刻、光之様殊外應御意不申、左京様事、右本多下野様之御妹聲ニて御座候、左様之事ニて被限進候てハ、夫ハとくと分ケを御合点不被遊候付而之儀ニ御座候、右躰之御大名様ニ而者、御部屋住と申旁以御延慮被成御勤て、すきかく御座候、殊ニ左京大夫様ハ⁽³⁶⁾紀伊國様へ之御延慮も可有之事候、向後必ツ無用

七

御意被成候事と承居申候付、さ而も無御座御見廻し御使を心得、光之様達御耳候も御為ニいか、敷奉存候、御

不孝ニ相當り申事と奉存申上候、是以御為之儀ニ乍憚大切ニ奉存候付、申上たる事々ともハ、惣而之儀吉右衛門者不承、私へハ約定何も申聞ニ付致言上候由御意ニ而御座候由承申、私儀、罷越候而此かた随分

被遊

万事之様ヲ心ニかけ承り申候、夫付御為ニ罷成間敷様ニ奉存候儀者致言上候、乍恐御為ヲ奉歎万事之被仰付ヲ事立御為ニ不成儀ハ申上候様ニ治度と心懸ケ申所ハ、乍憚惣さ様ニて御座有間敷と被申候、被仰付様惡敷御座候へハ畢竟隠無御座候、然時ハ當時右不申とても御為ニ罷成不申候、何事も不承、罷在てハ御為之善惡可申上様無御座と奉存候事、

一、本^多下野様御振廻可被成様ニ承申候、未被仰進候ハ、先御無用ニ被遊可然奉存候、御參勤前諸所御普請大分之儀ニて御座候、然処ニ物立たる御振廻度々ニ及申候てハ御普請場參^遺□不申候、第一初而御振廻被成候、御名元ハ河内殿へ被仰達答ニ御座候、左様之御^遺□□ヲむつかしき儀ニ御座候、旁以

八

無相違、九郎兵衛⁽⁴¹⁾ニ被仰付、か様之次第何とて⁽⁴²⁾却仕御為を疎略ニ可奉存候哉、光之様御為殿様御為別段ニ而無御座候、御而所様御同前之儀ニ御座候へ者、聊以御殿様御為ヲ惡敷様ニ仕てハ、光之様思召ニ叶不申候、御行跡いか、敷と奉存候へハ、御為ヲ奉存候者程當^遺□御機嫌之損ヲかへり見す幾度も申上候事ニ御座候、其申上候所ヲ惡奉被思召候儀者乍恐御為ニ罷成不申候、尤、其時之首尾ニより九郎兵衛へ申上様ニあやまりいかに可有御座候、九郎兵衛へニ不限致言上候事、毎二理ニ當り候事ハ無御座答ニ御座候、然共心入御前之儀疎略不奉存候共、其申上様之品惡敷候段ハ御免可被成候由、日外も御意ニ御座候、此段ハ御尤至極結構成ル御意と奉存候、夫付九郎兵衛へ心根ニ御為ヲ疎略ニ不奉存故、必只今見及候通申上候事ニ御座候、九郎兵衛へ母方ニ桐山丹波⁽⁴³⁾ニて御座候、城井合戦之刻丹波儀、御忠節ヲ尽申候、殊ニ城井か城近所神楽城と申所迄付城被成、桐山丹波、黒田家之原弥左衛門⁽⁴³⁾ニ御人数

式百計被相添、
外室之処ニ其^後城井ヨリ罷出、散々ニ働申ヲ三人捨一命を相働申候、

九四^(二)

殊^ニ丹波別而御忠義ヲ仕候付、勝利ニ罷成、其後御武略を以城井^(城井城)を御成敗被成、御利運ニ成豊前一同ニ治り申候、

如此御忠節ヲ申上たる^子者共之子孫、何とて御為を疎ニ可仕候哉、能々被為聞召候ハ、被思召付、直々ニて

可有御座と奉存候、

一、乍憚私奉存候ハ、向後九郎兵へニ家老職相務可申事、御用ヲ無御服藏可被仰付、一日一、二度宛も被召置、其

外吉右衛門⁽⁴³⁾・仁右衛門⁽⁴⁵⁾・半兵⁽⁴⁶⁾へ・私式⁽⁴⁷⁾ヲも折々被召出相應之御用等被仰付并海津五郎左衛門⁽⁴⁸⁾・郡五兵衛⁽⁴⁹⁾・野村新

兵⁽⁵⁰⁾へ・村尾三右衛門⁽⁵¹⁾など式ヲ相應之御勤仕候様ニ被仰付、何も有難奉存様ニ被仰付候ハ、何ヨリ以御為ニ宜敷

儀と奉存候事、

一、御傍廻之者共ヲ見申ニ尤御懇ニ被召仕者共ハ切々御前江罷出相務候と見へ申候、左無御座候てハ、不断詰居申

■たる迄ニて御座候、不断不被召仕衆ハ、御馬屋又ハ馬場へ被成御出候刻、替りく御供ニも罷出候様ニ兎小姓

共ニ被仰付、

この史料は、登場人物の官途、内容から寛文九年（一六六九）に作成され、作者は鎌田八左衛門昌勝であつて、その内容から福岡藩三代藩主光之の世子綱之に対する諫言書と考えられる。綱之は延宝五年（一六七七）二月十三日薨嫡されたが、この経緯については松下志朗氏の論考に詳しい⁽⁵²⁾。ここで重要なのは、家臣が主君に諫言する際に用いる方法である。この諫言書には、冒頭に藩祖如水・長政の業績が記されているが、それは「私共語傳と覚候儀も難成程之事ニ御座候」と、語り伝え覚えきれないほどの業績であるとする。そのような事情もあつて、おそらく藩祖を顕彰する記録が家中で作成されたのであろう。また、「九郎兵へ母方ニ桐山丹波ニて御座候」とあるが、鎌

田九郎兵衛昌信、すなわち鎌田昌勝の嫡男の母であり、昌勝の妻の祖先は桐山丹波であると述べた上で、「如此御忠節ヲ申上たる者共之子孫、何とて御為を疎ニ可仕候哉」と、主君（黒田職隆・如水・長政・忠之）に対して忠義を尽くした桐山丹波の子孫がどうして主君綱之に對し不忠を働くことがあろうか、と述べる。この論理もかなり飛躍したものであるが、新参である鎌田氏にとって、藩祖如水・長政と結び付く由緒を強調しなかったのであつたろう。

以上、「黒田如水記」（「如水九州軍記」）の作者は誰かを検討してきた。①寛文三年前後の福岡藩における「昌成」という諱の人物として、鎌田三右衛門昌成が挙げられる。②鎌田家の蔵書目録に「豊後記録」という書名のものである。③二代藩主忠之・三代藩主光之の抜擢で家老にまで昇進した鎌田氏であるが、二代藩主忠之の代から仕えた新参者（出頭人）であるため、忠之の代以前の福岡藩黒田家の成り立ちを、家老という職務を遂行する上で十分に理解しておく必要があつた。この三点から、本史料は福岡藩家老を務めた鎌田家の人物、具体的には鎌田昌勝の次男で、昌信の弟である鎌田三右衛門昌成が作成したものと推定した。

4 岡谷繁実本「黒田如水記」について

国立公文書館内閣文庫に「黒田如水記」が所蔵されている。これは明治七年（一八七四）十月、おかのや岡谷繁実本を謄写したものである。⁽⁵⁴⁾その奥書には、「明治七年十月以岡谷繁實本謄写 図書課七等出仕 岡谷繁實^印 御雇^{吉村春雄}重見経誠校^印」とある。岡谷繁実は『名将言行録』の著者である。⁽⁵⁵⁾明治七年の段階では「黒田如水記」というタイトルが定着していたようで、外題・内題（扉題・首題）ともに「黒田如水記」に統一されている。また、岡谷繁実本は送り仮名がカタカナ表記で、寛文三年本のものとは一部表記が異なる。これは写本の系統が異なるためではなく、岡谷繁実が

加筆修正したのであろう。校合すると字句の異同は多いが、明らかに書き改めた部分がある。それは【表②】の通りである。

【表②】からわかる通り、これは寛文三年本が写されるうちでの変化というより、岡谷繁実が字句を改めたのである。語句も近世的なものから近代的なものに変化している。

【表②】九大本「黒田如水記」と岡谷本の異同一覧

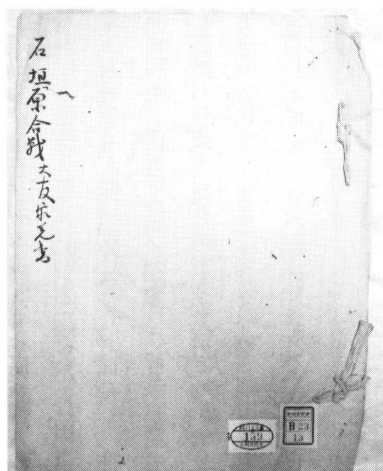
	本稿の見出しと行数	九大本	岡谷本
①	黒田如水於豊前国催軍勢事 2 行目	衛門尉	衛門
②	同上 3 行目	約諾	約諭
③	大友義統従周防豊後国押渡事 1 行目	守護	太守
④	同上 2 行目	輝元卿	輝元
⑤	同上 5 行目	武士	臣
⑥	同上 8 行目	軍旅	軍屯
⑦	大友豊後国木付城を攻る事 1 行目	在城	籠城
⑧	同上 2 行目	大駕賢助	大賀監物
⑨	如水中津を打立豊後国出張の事 1 行目	かまへ	屯シ
⑩	安喜城乗捕事、付、木付城後詰事 3 行目	支へ	防キ
⑪	於立石表大友と合戦之事 6 行目	武士	兵
⑫	同上13行目	相したかふものともを引つれ打おろしまむ丸に成て懸りけり	カ、リケル
⑬	同上19行目	芝居	其所
⑭	同上24行目	頭	首
⑮	同上27行目	馬手	右手
⑯	豊前国香春城并小倉城降参事 5 行目	壱岐守家臣ともを集評議しけれハ	【省略】
⑰	筑後国柳川表合戦之事 1 行目	使節	使
⑱	同上 3 行目	能々取成申貴家恙なく相續あるように	ヨキヤフニ
⑲	同上 8 行目	おりかさなりけれ	カ、リケレハ

また、「黒田如水記」(「如水九州軍記」)の岡谷本は岡谷のライフワーク『名将言行録』に引用されている。⁽⁵⁶⁾ 元來ある目的で編まれた「軍記」が、また異なる目的で約二〇〇年の時を経て利用されており、「黒田如水記」(「如水九州軍記」)の史料的价值の高さを示している。

5 翻刻「石垣原合戦 大友家覚書」⁽⁵⁷⁾

石垣原合戦

慶長五年^{庚子}濃州関原一戦ノ剋、義統^(大友義統)朝臣ハ被敕配所ヲ自去年上京、本能寺ニ寄宿タル處ニ毛利中納言輝元卿、依有昔年之因三好丹後守ヲ^(房)以為使節、勸テ曰、今度兵乱ノ時節義統對秀頼公於被抽軍忠者本國豊後安堵不可有相違之由自五奉行對輝元所被成嚴密之奉書也、然ハ早々彼國ヘ有下向テ普代之家人等ヲ相語ヒ被励軍功者最可為肝要云云、



【図版②】

義統應諾シテ八月下旬中國ヘ下向、輝元悦喜シテ鉄炮足輕百人兵船粮米ニ至マテ奔走セラル、藝州大畠ヨリ出船、爰ニ家臣吉弘加兵衛尉統幸ハ従弟立花統虎居城筑後柳川ニ蟄居タリシカ、^(大友義統)赴江戸義乗ニ勤仕センタメ、豊前小倉ヨリ浮一葉之處ニ於防州上関不慮ニ義統ニ参謁ス、是ヨリ吉弘、義統ニ先立テ引返シ、豊後富来ニアカリ、當城主^(垣見)寛和泉守留守居ノ臣ニ對談シ、兼テ蒙義統命、吉弘廻文ヲ以速見・國崎二郡ノ舊臣等ヲ招ク、九月九日義統富来ニ船ヲ寄セ、筑城代ニ對面アリ、豫所馳集之諸卒ヲ從テ同日又乗船、同國深江ニ著岸、輝元馳走ノ兵船共ヲ是ヨ

リ差戻ス、足輕ヲモ可被差返之由、國人依申之鉄炮ソハ留テ足輕百人モ帰國ス、夫ヨリ義統ビヤウニ到リ、又宗像掃部助^(鎮統)ニ命シテ廻文ヲ國中ニ馳ス、日田・玖珠・臼杵・佐伯・岡、件ノ處々ハ領主皆敵方ナル故、當家普代ノ諸士・地下人マテモ人質ヲ取り、各境目ニハ張番ヲ居ヘケレトモ旧好ヲ慕フ輩ハ質人ヲ捨テ數百人參陣ス、佐伯權佐惟重ハ日向境ノ味方ヲ催シテ不日ニ可參陣之由注進ス、彦山座主モ一山ノ衆徒・地下人共ヲ語ヒ可属味方之由也、爰ニ石垣原ハ戦地ニ宜ク味方ニ有便之地形ナリトテ義統石垣原ニ陣壘ス、吉弘加兵衛尉ハ九日富來經陸地同國阿岐ノ城主熊谷^(直盛)半次留守居ノ臣ニ面談シ、細川越中守忠興抱ヘノ木付城ヲ可攻術ヲ謀ル處ニ旧臣都甲兵部丞ハ敵ニ招カレテ乍在於城中志ヲ味方ニ通シケレハ、竊ニ吉弘カ許ニ云送テ曰、當城近邊ヘ於寄備者都甲可致裏切云々、吉弘則以使節義統ヘ議ヲ得テ十一日ニ貳百計卒シテ木付城下ヲ緩々ト巡見ス、城代松井佐渡守敵ノ^(兼之)勦様ヲ以遠慮シ、敢テ不出人數吉弘モ不能功戰、終ニ引取參陣于石垣原、十二日義統又吉弘加兵衛尉・運野天介・柴田小六等ニ下知シ木付城夜懸ニ可攻落云々、彼城ノ要害東南北ハ海手沼、西口一方地續也、吉弘ハ百騎計ニテ馬場ノ尾泉マテ押詰、柴田・運野以下案内者十四五騎ハ生地^{イタダトアリ}通ヲ干渴傳ヒニ朝日寺ノ下安住寺ノ大松ノ陰河辺ニ付、切所ヲ越テ都甲相圖ノ火ヲ出スヲ見テ、本城門際マテ押寄ス、城中ヨリ松井被官下津半左衛門⁽⁶⁰⁾鎧ヲ持夜廻シケルカ、吉弘被官森清左衛門ニ行合、互ニ名乗鎧ヲ合テ相引ニス、都甲兵部丞打テ出テ加味方、自是城中甚騒動ス、松井并ニ有吉武藏^(立之)守取鎮之門戸ヲ堅メ鉄炮ヲ稠ク打出ス、吉弘破古野口ニノ丸マテ雖押詰、運野天介・柴田小六鉄炮ニ中リ討死スル上、夜モ漸明方ニ成ケレハ、吉弘ニノ丸ニト置タル人質悉取返シ敵ニ一塩付テ人數ヲ引揚、森永ト云所マテ士卒ヲ休ントスル處ニ、ハタカタ峠ヲ黒田如人數ヲ押下スヲ吉弘見テ、早々石垣原ヘ引取り夜懸ノ次第黒田発向ノ事ヲ告テ、吉弘ハ立石ニ陣ヲ張、義統ハ石垣原ノ少上小丸山ヲ本陣トス、黒田如水、義統ニ勢ヲ不付、先ニ不移時剋可遂一戰トテ、人數二千五百餘ヲ二手二分、ハタカタ山廉^(重利)二筋ヲ押通り、窺見ノ松山ニ馳着テ對陣ス、松井佐渡守手勢五百ニテ馳參シ、實相寺山ニ陣取、竹中伊豆守^(重利)手勢七百ニテ同國府内ノ城⁽⁶¹⁾ヲ出如水ニ馳加ル、三手合テ三千七百余相備也、味

方纔千ノ内大将分ニ田原近江入道紹忍・吉弘加兵衛尉・宗像掃部助・臼杵主税助・衛藤又右衛門・吉良傳右衛門尉・竹田津志广入道一木・大神堅介・小田原又左衛門尉・都甲兵部丞等也、既二十三日巳剋ヨリ酉下剋マテ相戦フ、一番味方二手敵二手攻合、双方過半討死、敵敗北、二番味方宗像掃部助一手敵如水内久野治右衛門尉一手攻合、敵數多討捕、實相寺山マテ令敗北、宗像勝利、三番味方都甲兵部丞・宗像掃部助二手、敵松井佐渡守如水内栗山大膳亮・森太兵衛尉以上三手攻合双方若干討死、宗像・都甲不去場討死、敵勝利、四番味方惣勢敵竹中伊豆守・松井佐渡守二手攻合、吉良傳右衛門尉自身首數六ノ内再拜、懸タル侍一人討取爰ニテ討死、其外百余討レ、敵二百余討死、五番味方惣勢敵黒田・竹中二手攻合双方大勢討死相引、六番味方惣勢敵惣勢攻合、双方若干討死同相引、七番吉弘加兵衛尉一手ニ如水内久野治左衛門尉五六十人ニテ押懸ル、吉弘僅廿人計ヲ以久野ヲ五町程突崩ス、其後吉弘被官森清左衛門ヲ以今日味方小勢ヲ以多勢ヲ追靡ケ頗虽被得勝利候、味方悉討死仕候ヘハ、夜ニ紛レ湯布院ノ方ヘ御開キ佐伯カ勢ヲ被待着、彦山トモ被徹合、日田表ヘ押出シ、筑後ノ久留目・柳川両城ノ内ヘ被入備可然ト存候、彼兩城主モ近日帰國ノ聞エ候ヘハ、立花統虎・小早河秀包ヲ為先手、被遂戦功候ハン歟、某ハ是ニテ敵ヲ防可申由ヲ云含本陣ヘ差越ス、吉弘ハ度々ノ攻合ニ不外碎手、自身首數八ノ内再拜、懸タル侍二人討取り勢力尽ケレハ、大石ノ陰ニ息次居タル處、如水内井上九郎右衛門尉七八十人ニテ押懸ル、吉弘見テ鉄炮ヨト呼ヲ井上聞テ今朝ヨリノ勦驚目候、高麗以來青眼ノ好々一鎗可仕ト存打向候ヲ鉄炮トハ無曲ト云、吉弘聞テ及暮故見損シタリ、サラハ可參トテ立向ヒ、吉弘寸鎗ニテ井上カ股ヲ突、井上カ十文字ノ鎗吉弘カ射向ノ後二中リ相突也、吉弘、井上ニ被討本望タリ、愚息竹若カ事頼ム也ト云處ヲ、井上僕従ニ向テ大剛ノ者ノ首ヲ取テ己カ高名ニセヨト云ケレハ、小栗治右衛門押ヘテ首ヲ取テ差上タリ、吉弘所指ノ脇指ニ井上懸章ヲ係テ後柳川ニ遺シ統幸嫡子竹若ニ与ヘシ也味方是ヲ見テ一度ニ突懸リ、井上ヲ二三町計追立ル、久野治左衛門尉横合ニ懸ルニ依テ味方不殘討死ス、森清左衛門、小丸山ニ參シテ吉弘口上ノ旨ヲ申ス、義統先吉弘ヲ救ンタメ手廻ノ侍ヲ少々森清左衛門ニ付テ差遣スニ、早吉弘討死ス、然處ニ如水森太兵衛尉ヲ以義統ヘ談シテ曰、弓箭ノ儀是

迄二候、御子息義乗関東奉公ノ儀二候へハ、義統モ對 家康公強テ怨讐ノ子細アラス、只牢籠ノ御事故、一旦輝元卿ノ勸ニ所被催也、所詮止戦至関東方於被謝申者、當國安堵不可有違儀候歟、且如水涯分可執申候之由懇ニ述之、於是和議相濟、同十五日ニハ森太兵衛尉ヲ相副テ、如水居城豊前中津へ赴カシム、義統ヲ森太兵衛尉宅ニ入馳走可申トノ事也、如水ハ直ニ阿岐城主熊谷半次妻子ヲ攻殺シ、同富来へ押寄、寛和泉守留守居ノ侍共ヲ討伐シ、夫ヨリ(久留米)久留目・柳川ヲ可攻トテ筑後國へ発向セシト也、

5 おわりに

軍記には、加美宏氏の言葉を借りると、「記」の系統、すなわち非常に実録的・記録的なものと、あわれに満ちた『平家物語』などのような物語系統のものがあるが、本稿での二つの軍記は何れも「記」の範疇に属する。それは、特に作成経緯を検討した「黒田如水記」(「如水九州軍記」)からもわかるように、備忘録として作成されたという目的からいえるのである。笹川祥生氏によると、近世に書かれた合戦記録は大体、三つの種類に分かれる。すなわち、A戦中の文学(永祿から慶長まで)、B戦後の文学(元和から寛文まで)、C批評あるいは批判の文学(延宝以後)である。また、同氏は、大体の流れとして、いま起きていることを書く場合には、とりあえず起きたことを書き留める。少し時間が経ち、精神的に余裕が出てくると、あったことに対して批判をしたり、感想を述べたりという時期がやってくる。それから最期に、その事件は作者にとって一つの材料に過ぎなくて、作者に何か言いたいことがあって、その材料としていろいろな出来事を使う、という時代がやってくると思われる、とされる。⁽⁶⁴⁾

しかし、これはすべての軍記に当てはまることではなく、「豊後国石垣原合戦記」(作者・作成年次不詳〔延宝期以降成立カ〕)のように、「文学」的表現や「文学性」・「物語性」を高めるために作者が敢えて創作性を加え、また、「石垣原合戦」が黒田家・黒田如水が天下を獲り得る機会であつたとする見方を記し、黒田家は天下を獲り得

る家であった、黒田如水は天下人秀吉にも恐れられ、関ヶ原合戦の折には天下を獲る可能性もあった、という作者のメッセージが込められた軍記も存在する。⁽⁶⁵⁾ 黒田如水の野心について、「黒田如水記」(「如水九州軍記」)の作者は公儀(江戸幕府)を憚ってか、まったく触れておらず、如水の拳兵はあくまで徳川家に忠誠を尽くすことにあった、とする。⁽⁶⁶⁾

これは近世の全国規模での慶長五年(一六〇〇)の東西両軍の戦闘に関して記した記録において一般的な作者のスタンスである。それは「黒田如水記」(「如水九州軍記」)も例外ではない。テキストの検討からもわかるように、同書は極めて実録的で、同時代史料の記述とも合致する。しかし、黒田如水の野心に関しては歴史的事実を記すというようなことはしない。それは、やはり同書の作成経緯・目的によるものであろう。同書は藩命によって編纂された「如水記」(「黒田家譜」所収)以前に、鎌田という家臣の家で主体的に著されたことは留意すべきであろう。

高野信治氏によると、近世の武家社会における家格・地位の昇進や、降格・断絶など、いわば人事異動の背景には、人間関係に起因するものと、役筋における能力や精勤の度合いの評定に起因するものの二つの原理に基づくパターンが想定され、また、その異動パターンは家格性とも絡みながら相互に融合しつつ、現実的には複雑な現れ方をする、とされる。⁽⁶⁷⁾ 鎌田家は二代藩主忠之、三代藩主光之との個人的な主従関係(人間関係)によって拔擢され、家老を輩出する家にまでなった。⁽⁶⁸⁾ しかしその存立基盤の脆弱性を鎌田氏も認識していたがゆえに、八左衛門昌勝夫人の実家である桐山家、桐山丹波(丹斎)の戦功を挙げて、その桐山家に連なる家であることを強調した(「鎌田氏系図」参照)。⁽⁶⁹⁾ さらに、そのような認識が鎌田昌成をして「黒田如水記」(「如水九州軍記」)を作成させるにいたったと考えられる。⁽⁷⁰⁾ 同書作成には「黒田水翁」なる人物が深く関わっているようであるが、このことについては明らかにすることができなかった。今後の課題とさせていただきたい。

また、「石垣原合戦 大友家覚書」はその書名の通り、石垣原合戦を黒田家の立場ではなく、大友家の立場で記

したものである。一部歴史的事実と異なる部分も若干あるが、先述の通り「記」の系統に属し、事実を淡々と記している。奥書がなく、作者や成立年代を特定することはできない。

本稿では、九州大学所蔵の石垣原合戦関係軍記史料、とりわけ「黒田如水記」(「如水九州軍記」)の書誌学的検討をした。「黒田如水記」は全国の大学図書館・史料館にも架蔵されており、今後の課題としてそれら異本との比較校合することにより、軍記研究をより深化させることができると思われる。

註

(1) 「石垣原合戦」に関する論考で、この合戦の経緯に加えてその位置づけ、すなわち「如水の野心と家康の対応」について論じておられるのは管見の限り、『福岡県史 通史編福岡藩(二)』(一九九八年、福岡県)の第一編「黒田氏入部以前」第三章「筑前入国以前の黒田氏」の第三節「関ヶ原の戦と筑前」(一六二―一七三頁)を執筆された丸山雍成氏のものしか見出せない。本稿は「石垣原合戦」に歴史学的考察を加えることが主旨ではないが、「石垣原合戦」の歴史的事実ならびに位置づけを理解するのに最適であると考えるのでここに挙げる。

(2) 九州史料刊行会編『九州史料叢書七 益軒資料(二)』一九五六年、九州史料刊行会。一六頁。

(3) 故郷物語は黒田故郷物語とも呼ばれ、大正五年(一九一六)に黒川真道によって、『故郷物語(黒田家) 全・大友公御家覚書全・従道鑒五代記(島津家) 全』(国史研究会)として翻刻されている。

(4) 音無文庫は、明治・大正期にかけて、東京大学理学部教授、国立天文台所長などを歴任した天文学者寺尾壽博士(一八五五(安政二年)―一九三三(大正十二年))の旧蔵書。また同氏は福岡藩士の家に生まれた(九州大学付属図書館ホームページより。URLは以下の通り(<http://www.lib.kyushu-u.ac.jp/collections/otonashi.html>))。「九州帝国大学図書館」の丸い蔵書印には「71136 昭和5.3.15」とある。昭和五年(一九三〇)に九州大学の図書館の蔵書となった。九州大学『音無文庫書名目録』(請求記号029.9/O86)四六頁には番号・六五五六、書名・黒田如水記、冊数・一、価格一円とある。

(5) 『大日本古文書 家わけ第九 吉川家文書 (二)』(一九二五年、東京帝国大学) 一五四号、(慶長五〇一六〇〇年) 十月四日付の吉川広家宛て黒田如水圓清書状(二二〇～一二三頁)。この文書には次のような一つ書きがある。「一、

上方於美濃口御取相當月迄も御座候者、中國へ切上、花々と見知返し候而、一合戰可仕と存候ニ、はやく内府御勝手ニ罷成殘多候、」。これは、九州平定はいうまでもなく、毛利領・宇喜多領である中国地方も平定して上方に登り、一戦するつもりであった、という心情を吐露している。本史料では「家康公へ忠功を尽くさむと思ふなり」とあるが、広家宛書状では必ずしもそうは解釈できない。

(6) 大友義統(吉統)は(文禄二〇一五九三年)五月朔日付の毛利輝元宛て豊臣秀吉朱印状(『大日本古文書 家わけ第八 毛利家文書之三』(一九二三年、東京帝国大学) 所収八九四号文書。)によると、朝鮮において「臆病」を構えたため改易処分とされ、毛利家にお預けとなったという。

(7) 石田三成から大友義統宛ての書状は、管見の限り見出せないが、(慶長五〇一六〇〇年)八月十八日付で毛利輝元から大友中庵(義統)に宛てた書状が残っている(『大分県史料(三四) 第二部補遺(六) 大友家文書録四』(一九八一年、大分県中世文書研究会) 二三七一号文書。一〇七頁)。欠字が多く詳細に内容をくみ取ることができないが、義統の次男長藏(長三、のちの松野正照(『新訂寛政重修諸家譜 卷二 一九六四年、続群書類従完成会。三八六頁。))が大坂方の人質となつてゐることがわかる。

(8) (慶長五〇一六〇〇年)九月十日付の岐部又兵衛尉・柴田左馬助宛て中庵(大友義統)書状には、「昨日九海上無異儀、別府浦へ罷□、至立石村令宿陳候、今日者方々人数等申集可相勸覚悟候」とあり、渡海し立石村に陣を張ったことは確かだが、どこから出帆したかは一次史料からは明らかにできない(『大分県史料(三四) 大友家文書録(四)』一九八一年、大分県中世文書研究会。二三七五号文書(一〇九・一一〇頁))。

(9) (慶長五〇一六〇〇年)「松井康之家来答二相申者交名」(『平成十年度秋季特別展覧会 八代の歴史と文化Ⅶ 関ヶ原合戦と九州の武将たち』一九九八年、八代市立博物館未来の森ミュージアム。三九・一二九・一三〇頁)によつて九月十日に木付城で大友勢と松井佐渡守率いる細川勢の間で戦闘があつたことがわかる。

(10) 木付の松井・有吉は黒田如水・加藤清正の両者に大友勢の木付城攻撃を注進したようで、清正のもとには九月十四日その知らせが届いている(『黒田家文書 第一巻本編』(一九九九年、福岡市博物館) 二一八号文書、(慶長五〇一六

九州大学所蔵の慶長五年石垣原合戦関係軍記史料について

〇〇年）九月十六日付の黒田如水宛て加藤清正書状。

(11) 熊谷氏の安喜城を伏兵によって攻略したことは、（慶長五〇一六〇〇年）九月十六日付の黒田如水宛て加藤清正書状

（『黒田家文書 第一巻本編』二一八号文書の第二条に記されている。

(12) 久野次左衛門尉とその手勢の三留立左衛門以下の五人、曾我部五右衛門の最期については「命を義に軽んじ」、「忠死」、「我通る所にあらず」というように忠義や情のために討ち死にしたと記され、「軍記」の特色が顕れている部分である。ただし、それに対する作者の感想めいたもの、形容詞は用いられていない。

(13) 北九州市八幡西区生涯学習センター郷土資料室所蔵「黒田二十四騎図」の井上之房は「唐冠の甲」を被っている（『図版③』参照）。また、北九州市立自然史・歴史博物館には伝井上之房所用「黒漆塗唐冠形兜 朱漆塗革包二枚胴具足小具足付」が寄託されている。本山一城氏は、「右の戦い（石垣原合戦：筆者注）で之房は「唐冠の兜」を被っていたと『黒田家譜』に書かれている。唐冠を被るというのは、従四位くらいの官位がないと許されない。」（『黒田軍団 如水・長政と二十四騎の牛角武者たち』二〇〇八年、宮帯出版社。一一三頁）、とされる。しかし、「唐冠の甲」を被ることが制限されたということは管見の限り見出せない。また、官位が従四位より下の日根野織部（従五位下）が唐冠の冑を被っていたとされる（鈴木敬三分担執筆「唐冠の冑」〔『国史大辞典』〕。よって、この史料の記載通り、井上之房は「唐冠の甲」を被っていたと考えられる。

(14) 井上家の家紋は井桁である（『寛永諸家系図伝 第三』（一九八〇年、続群書類従完成会。二二八―二三〇頁）、『寛政重修諸家譜 第四』（一九六四年、続群書類従完成会。二九二頁）。また、「舞鶴」であるという史料もある（出品番号一六四「黒田二十四騎図」〔『黒田長政と二十四騎 黒田武士の世界』二〇〇八年、福岡市博物館〕、【図版③】の袴部分参照）。しかし、「柏樹の紋」を井上が使用したことは管見の限り見出せない。おそらく旗紋であり、軍旗に使用されたのであろう。



【図版③】「黒田二十四騎図」の井上之房

(15) 「宇土細川家文書」三〇四九「覚」(九州大学記録資料館九州文化史資料部門)には次の記述がある。「一、三斎様丹

後二被為成御座候刻、私祖父魚住加々儀、其時分ハ魚住右衛門兵衛と申候、御知行三百石にて被召抱御奉公仕上、其後豊後石垣原一戦刻、大友義統公之侍大将吉良傳右衛門と右衛門兵衛互ニ馬上ニ而名乗鎧を合、吉良傳右衛門ヲつきふせ申、首を捕分捕仕候、さて豊後御人数改陣之上ニ而今亦右衛門兵衛勳之首尾可達三斎様 御耳ニ、為御加増千七百石被為拜領式千石ニ成申候、名を改申様ニと御座候而加賀ニ御鉄炮五拾挺御預被成候、呑敷儀御座候様ニ承傳申候へ共、私末生以前之儀ニ御座候へハ、書付不申候、豊後石垣原一戦之首尾右之通槌ニ承傳申候、則黒田女水公ヨリ加々方へ被遣候御すミ付写進申候、以上、」と。

(16) 庄内町誌編集委員会編『庄内町誌』(一九六六年)三九七頁に野村祐直の家臣、酒井作左衛門重信について、彼の墓碑を根拠にした記述がある。それは以下の通り。「有安の寺坂に酒井作左衛門とその一族の墓四基があり、殿の墓と言ひ伝えられている。作左衛門は秀吉の朝鮮出兵の際、黒田氏の臣として従軍し、又豊後石垣原の戦に拔群の軍功を立て如水公より感状を賜わり、後に島原の乱に於て原城先登遂に戦死をとげた勇士であり、この墓は重信三世の孫森本次右衛門信章が五十年後の貞享四年(一六八七)に建てたものである。」と。陪臣である酒井作左衛門についてまで言及していることは「黒田如水記」(「如水九州軍記」)の記述の緻密さを示している。

(17) 「懸樋」は「寛」に通じ、それから「垣見」ととれる。同時代史料では「垣見」と表記される(慶長二年二月二十一日付の黒田長政宛て豊臣秀吉条書〔黒田家文書 第一巻本編〕一一五号文書。二七〇～二七八頁)など。

(18) 「濃州青野か原」とあるが、「東照宮御実紀第四」に、「明れば九月十五日。敵味方甘萬に近き大軍關原青野が原に陣取て」とある(『新訂増補国史大系第三十八巻 徳川実紀第一篇』(一九二九年、国史大系刊行会)七〇頁)。今日では「関ヶ原合戦」で一般化しているが、「青野原合戦」とも呼ばれたようで、同名の軍記が現存している(『国書総目録 第一巻』一九六三年、岩波書店。一四頁)。

(19) 光成準治氏は『大日本古文書 家わけ第九 吉川家文書(一)』一五四号文書、(慶長五〇一六〇〇年)十月四日付の吉川広家宛て黒田如水書状「尚々、小倉之儀、從輝元加番人之由候間、沓岐へ不渡様ニ可被仰付候」とあることから、『黒田家譜』においては、如水は吉成(毛利勝信)領に侵攻、吉成と対立していた香春岳城の軍を降参させ、小倉城へ押し寄せたところ、十月三日、吉成は城を明け渡して上方に向かったとされるが、実際には十月上旬まで輝元軍が

九州大学所蔵の慶長五年石垣原合戦関係軍記史料について

小倉城を占領していた、とされる（光成準治『関ヶ原前夜 西軍大名たちの戦い』二〇〇九年、日本放送出版協会。一二四頁）。

(20) 「龍造寺勢」とある点は要注意。この段の冒頭に「肥前の国鍋嶋加賀守」とあり、また「御息信州毛利方にて上洛なりし、此節貴家断絶あらんか」とみえる。貴家とは鍋島家が、龍造寺家をさすのか判断し難いが、この時期の肥前佐賀の有様を的確に表現しているといえる。高野信治氏は「柳河合戦」陣立において注目されることは、後藤（武雄）・須古・諫早・多久という竜造寺系の一門四家が、新編成の「与」や勝茂・直茂の旗本（馬廻）と共に、いわば鍋島氏直臣団を編成したという点に求められる。」「柳河御陣」で実現された統一的家臣団編成は、「与私」（＝鍋島氏直属家臣団：筆者注）と「備」（竜造寺系の一門家臣団）という二元構造を有する佐賀藩軍制の原型をなすのであり、いわば「与私」と「備」が混在した構成を示しているのである。」とされる（高野信治『藩国と藩輔の構図』二〇〇二年、名著出版。五七―五九頁）。内実はそのような編成でありながら、「鍋嶋勢」ではなく「龍造寺勢」と記されているが、これは本史料作者の歴史的事実に対する認識を示すものといえよう。

(21) 小野和泉の諱は鎮幸。「慶長五年侍帳」によると、知行五千石（柳川市史編集委員会編『柳川歴史資料集成第三集 柳河藩立花家分限帳』一九九八年、柳川市。二九頁）。

(22) 矢嶋左助は「慶長五年侍帳」によると、知行二千石（『柳川歴史資料集成第三集 柳河藩立花家分限帳』二九頁）。

(23) 中野等氏によると、この立花勢と鍋島勢（「龍造寺勢」）の戦闘は、柳川側では、江上合戦あるいは八院の戦いなどと称され、佐賀では柳川合戦として伝わる、とされる（中野等『立花宗茂』二〇〇一年、吉川弘文館。一二二頁）。

(24) （慶長五〇一六〇〇年）十一月十二日付の徳川家康書状（『黒田家文書 第一巻 本編』一五号文書）には、「度々注進之旨、得其意候、柳河儀、質物請取、立花召連、至薩摩表、加主斗・鍋嶋加賀守相談被相働之由、及寒氣候之間、先年内者其元被在付候様、尤候、猶井伊兵部少輔可申候、恐々謹言」とある。これは寒さの厳しい時節となったので、年内は国許にいろのがよい、という趣旨である。また、同日付井伊直政の副状（同三四号）には、島津に関して、「一、柳川之儀、質物被請取、立花被召連、加主斗頭殿・鍋嶋加賀守殿被仰談、至于薩摩表、御發向之由申聞候、年内者及寒天候之間、先其許御有付候様、御尤候間、御行之儀可有御延引候敷、一、万嶋津指撥候於仕合者、来春即成敗可被申付候事、一、嶋津懇望之筋目も候間、其許可被成御聞合事、」とある。軍事行動は延期し、もし島津との

交渉が決裂した場合は来春侵攻を命ずる、というものである。

(25) 管見の限り、備中国には鎌田の地名は見出せない。

(26) 鎌田正清は平安時代後期の武士。政家ともいう。通称二郎。左兵衛尉。源氏の家人。相模国住人鎌田権守通清の子。源義朝に仕える(安田元久分担執筆「鎌田正清」(『国史大辞典』)。

(27) 高木昭作監修・谷口克広著『織田信長家臣人名辞典』(一九九五年、吉川弘文館)によると、鎌田姓の家臣として唯一、鎌田五左衛門という人物がいる(同書一三六・一三七頁)。同書には、天正三年(一五七五)五月の長篠の戦いの時、軍令違反を犯して改易されたが、信忠が彼の器量を惜しみ、召し出して仕えさせた。同十年六月二日、本能寺の変の時、二条御所で信忠を介錯した。その後、『当代記』には追腹とあるが、御所を逃れ去ったというのが真相らしい、という。政貞の子で、後に一瀬と改姓する五左衛門と同一人物と考えられる。

(28) 「鎌田(勝)家文書」一三〇(福岡県立図書館マイクロフィルム)。

(29) 「鎌田(勝)家文書」二〇五、延宝五年(一六七七)十二月十一日付の鎌田九郎兵衛宛て黒田光之知行宛行状(福岡県立図書館マイクロフィルム)。

(30) 「増益家臣傳卷之八 鎌田聞傳」(九州大学附属図書館中央図書館六八〇/ソ/2)

(31) 福岡県立図書館マイクロフィルムを利用。

(32) 玉露茗は、玉露叢のことであろうか。玉露叢は、慶長三年(一五九八)から天和元年(一六八一)二月までの編年史で、著者不詳。江戸幕府の事歴、市井の風聞、京都の公家、自社、軍役、参勤などについて記されている(山本武夫分担執筆「玉露叢」(『国史大辞典』)。

(33) 福岡県立図書館マイクロフィルムを利用。

(34) 長井土佐守は永井尚長。承応三年(一六五四)誕生。寛文八年(一六六八)十二月二十七日、従五位下土佐守に叙任。延宝二年(一六七四)一月十日、遺領を継ぐ。同三年十二月二十八日、信濃守と改め、同七年十一月一日、奏者番となる。同八年六月二十六日、増上寺において藤堂和泉守忠勝に殺害される。享年二十七歳(『寛政譜』第十、二七四頁)。

(35) 阿波守は岡部豊明と推測される。豊明は和泉国岸和田藩主岡部美濃守宣勝の五男。慶安四年(一六五二)八月十六日、

九州大学所蔵の慶長五年石垣原合戦関係軍記史料について

九州大学所蔵の慶長五年石垣原合戦関係軍記史料について

従五位下阿波守に叙任。寛文元年（一六六二）十月二十七日、父の所領のうちにおいて二千石を分知される。元禄三年（一六九〇）正月九日没。享年五十八歳（『寛政譜』第十四、一三三・一三四・一三八頁）。

(36) 京極備中は京極高豊。明暦元年（一六五五）館野で誕生。寛文二年（一六六二）遺領を継ぎ、五万七千石余を領す。同四年四月五日、祖父忠高が所務していた常高院（京極高次室。浅井氏。）の采地千四百石余を合わせ、五万八千五百石の御朱印を賜る。同九年十二月二十五日、従五位下備中守に叙任。元禄七年（一六九四）五月十八日、播磨国加古川駅で没す。享年四十歳（『寛政譜』第七、一七二頁）。

(37) 永井信濃守は永井尚政（『寛政譜』第十、二七〇～二七三頁）。

(38) 松平左京太夫は松平頼純。徳川家康の十一男、頼宣の次男。寛永十八年（一六四一）一月四日誕生。幼名久松丸。承応三年（一六五四）十二月二十五日、従四位下左近衛権少将に叙任。同二十日、左京太夫と改め、同二十七日、諱を頼純とする。万治三年（一六六〇）七月二十二日、本多能登守忠義の女を娶る。寛文八年（一六六八）正月、紀州において五万石を分知される。同十年二月十八日、伊予西条三万石を拝領。同年十月七日、紀州分知五万石のうちの三万石を返還し、二万石を受領、計五万石を領する。正徳元年（一七一）十月七日没（『徳川諸家系譜 第三』一九七九年、統群書類従完成会。四九～五一頁）。

(39) 本多下野は本多忠平。寛永九年（一六三二）播磨国姫路にて誕生。承応元年（一六五二）十二月二十八日、従五位下下野守に叙任。寛文二年（一六六二）十一月二十五日、襲封。天和元年（一六八一）七月二十七日、一万石を加増され下野国宇都宮において十一万石を領す。貞享二年（一六八五）六月二十二日、大和国郡山に移封。元禄六年（一六九三）十二月十八日、従四位下に叙せられる。同八年十月十五日没す。享年六十四（『寛政譜』第十一、二二七頁）。

(40) 河内殿は酒井忠挙。福岡藩三代藩主黒田光之の長女は、忠挙の正室（『新訂黒田家譜 第二卷』一九八二年、文献出版。二九四頁）。

(41) 鎌田九郎兵衛昌信。鎌田八郎兵衛昌勝嫡男（『鎌田氏系図』参照）。

(42) 桐山丹波は天文二十三年（一五五四）、播磨国で生まれる。幼名は孫兵衛、後に大炊、丹波を名乗る。妻は小河武蔵の娘で、小河三河・小河傳右衛門の妹にあたる。丹波は幼少のころより黒田職隆・孝高に仕え、丹波は孝高より十歳年少であった。孝高・長政の供をして各地を転戦。朝鮮の役の時長政に属して戦功を挙げた。慶長五年（一六〇〇）、

如水が豊後に出陣した時は豊前国馬ヶ嶽城を預けられた。黒田家の筑前入国後、六千石を領した。最終的には家老となり、福岡藩政にも参画した。二代藩主忠之の代まで仕えて、寛永二年（一六二五）三月十七日に没した。享年七十二歳（九州大学附属図書館中央図書館（六八〇／ソ／二）「増益家臣傳」（鎌田氏系図）参照）。

- (43) 原弥左衛門は実名種良。後に伊予と号す。初名は宝珠山左近太夫。大藏姓原田氏一族。父宝珠山隆信は天正年中、筑前国上座郡宝珠山から豊前国香春岳城に移り住み、大友氏に属した。黒田孝高（如水）が豊前に封じられた時、黒田家臣となる。孝高は彼の姓名が長いことを厭い、原弥左衛門と改名させた。黒田長政が城井氏を攻めた時、神楽山城を守備し多くの敵を討ち取った。朝鮮の役において戦功をあげ、慶長五年（一六〇〇）豊後国安岐城攻めでも武功をあげて、筑前入国後二千石を与えられた。福岡藩二代藩主忠之の代、栗山大膳流刑後に上座郡左右良に置かれ隣国の押さえを任された。寛永十六年（一六三九）十月二十六日没す。享年八十三歳（九州大学附属図書館中央図書館所蔵（六八〇／ソ／二）「増益家臣傳 卷之三」）。

(44) 詳細不明。

- (45) 仁右衛門とは久野仁右衛門一貞と考えられる。仁右衛門は中老久野四兵衛の子（福岡地方史研究会編『福岡藩分限帳集成』一九九九年、海鳥社。三七頁）。

(46) 詳細不明。

- (47) 鎌田昌勝のこと。

(48) 梅津五郎左衛門の名を「寛文官録」に見るが、詳細は不明（註44前掲書六二頁）。

- (49) 郡五兵衛利勝は知行千石（註44前掲書三八頁）。

(50) 野村新兵へは野村新兵衛為貞（正貞）と考えられる。知行千三百石（註44前掲書三八頁）。

(51) 詳細不明。

- (52) 松下志朗「近世前・中期における藩政の展開について」（『福岡県史 近世研究編福岡藩（一）』一九八三年、西日本文化協会。九〇～一〇二頁）。『福岡県史 通史編福岡藩（二）』二〇〇〇年、西日本文化協会。二八〇～二八六頁。

(53) 鎌田昌勝の妻は桐山作兵衛利章の女で、利章は桐山丹波の嫡男である（鎌田氏系図）参照。

- (54) 国立公文書館内閣文庫所蔵。請求記号「一六九一〇二五」。

九州大学所蔵の慶長五年石垣原合戦関係軍記史料について

(55) 岡谷繁実は岡谷繁正の子で、天保六年（一八三五）三月十二日出羽国山形城内で誕生。岡谷の主家秋元家は弘化二年（一八四五）、出羽国山形から上野国館林に移封。弘化四年（一八四七）八月家督相続。禄高三百石。雄略天皇山陵修復を企画・進言し、最終的には館林・宇都宮両藩の出資によって山陵修復事業を成就させる。元治元年（一八六四）十月、同年四月長州藩に赴いた際、同藩の老臣と気脈を通じたとの嫌疑をうけて禄を奪われ、蟄居を命ぜられる。明治元年（一八六八）、大久保利通の大坂遷都に反対し、江戸遷都を建白。この建白は容れられ、同二年正月復籍を命ぜられ、同年二月、元高三百石を賜って公議人となる。同月十五日行政官出仕。その後、民部官に転じ、同年八月には若松縣大參事となるが、十一月辞職。同七年一月内務省七等出仕し、六等に昇進、圖書助に任ぜられ、十一月従六位に叙せられる。同九年四月内務省少丞、同十一年修史館御用掛。同三十四年四月官幣中社鎌倉宮司、三十五年官幣大社氷川神社宮司となる。大正四年（一九一五）十一月従五位に叙せられる。大正九年十二月九日病没。享年八十六歳（福田啓作・寺島鍊二『館林人物誌』（復刻版）一九八〇年、国書刊行会。一六六―一七一頁）。また、『名将言行録』は、はじめ明治四年（一八七一）に三十巻として刊行されたが、その後増訂版七十巻が明治二十九年（一八九六）に刊行された（岡谷繁実『定本名将言行録（上）愛蔵版』（復刻。一九六七年、新人物往来社。「校注凡例」）。

(56) 岡谷繁実『定本名将言行録（上）愛蔵版』（復刻。一九六七年、新人物往来社。一二頁十一行目二番目）。黒田如水については、同書（中）の巻之二十九に「黒田孝高」の項目が設けられている（二〇一―一四〇頁）。

(57) 九州大学記録資料館九州文化史資料部門「宇土細川家文書」一五九

(58) 『寛永諸家系図伝』・『寛政重修諸家譜』によると、三好姓で丹後守を官途とする人物は三好房一しか見出せない。彼

は三好山城守に仕え後、織田信長、豊臣秀吉に仕え、秀吉の黄母衣衆となり、朝鮮出兵にも従軍した。その後、徳川家康に召し出され、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦では家康に供奉した。河内において二千三百石を与えられ、また相伴衆となっている（『寛永諸家系図伝 第四』二四九頁、『新訂寛政重修諸家譜 第四』四五・四六頁）。よって、三好丹後守が毛利輝元の使者として大友義統を西軍方に勧誘したというのは誤りであろう。

(59) 大友義乗は大友義統の嫡男。文禄二年（一五九三）大友氏改易の際、徳川家康に預けられた後、家康に仕え三千三百石を与えられた。慶長五年（一六〇〇）上杉征伐では徳川秀忠に供奉した。父義統が石垣原合戦後、秋田実季に預けられた後も義乗にはお咎めはなかった。慶長十七年（一六一二）七月十二日没。享年三十六歳（『新訂寛政重修諸家

譜 第二「三八五頁」。

- (60) 松井康之家臣の下津半左衛門は、九月十日の戦闘において「鎗合蒙鎗疵」、その戦功で後に旧高二百石に百石を加増されている（慶長五「一六〇〇年」）「松井康之家来筈二相申者交名」（『平成十年度秋季特別展覧会 八代の歴史と文化Ⅳ 関ヶ原合戦と九州の武将たち』三九・一二九・一三〇頁）。

- (61) 竹中重利は慶長五年（一六〇〇）九月当時、豊後国国東郡高田城主で二万石を領していた。のちに豊後府内に一万石を加増されて移封する。これによって、この箇所の記事は誤りとなる。

- (62) 栗山大膳亮は栗山利章。天正十九年（一五九二）正月二十二日生まれ（柴多一雄分担執筆「栗山大膳」（『国史大辞典』）。ここでは栗山備後利安と混同されている。大膳は慶長五年段階でまだ九歳であり、石垣原合戦に参加したとは考えられない。

- (63) 加美宏「軍記物の行方——室町・戦国軍記の展望——」（『国文学研究資料館講演集八 軍記物語の展開』一九八七年、国文学研究資料館。一一〇頁）

- (64) 笹川祥生「近世の軍書——近江の戦国時代を描いた作品を例として——」（『軍記物語とその劇化』二〇〇〇年、臨川書店。五一～五四頁）

- (65) 拙稿「石垣原合戦記 九州の関ヶ原、石垣原合戦を題材とした軍記・伝記史料」（上）・（下）（『比較社会文化研究』第二六・二七号、二〇〇九・二〇一〇年、九州大学大学院比較社会文化学府）

- (66) 山上登志美氏は、寛永十八年（一六四二）に書かれた、一柳家の発祥から書き始め関ヶ原合戦で最後をしめくくった家の記録、いわゆる「家記」である「二柳家記」（国立公文書館蔵）が描く関ヶ原合戦記事からは、先代から続く徳川への忠誠を積極的にアピールしようとする意図がうかがえる、とされる（山上登志美「関ヶ原関係「軍記」の研究」『歴史読本 特集関ヶ原合戦全史』第四十九巻第十一号、二〇〇四年十一月、新人物往来社）一八九・一九〇頁）。また、「黒田長政記」（国立公文書館蔵・）も「一柳家記」と同じく、関ヶ原での長政の忠勤ぶりを強調し、それ以外にも「豊後陣聞書」や「豊後崩聞書」といった黒田家に関する関ヶ原関係軍記も長政の父如水（孝高）の家康に対する忠誠を主題とした作品であると、評価される（同一九〇・一九一頁）。

- (67) 高野信治「近世大名家臣の役勤と人事——福岡藩黒田家を事例に——」（『九州文化史研究所紀要 第五十二号』二〇

九州大学所蔵の慶長五年石垣原合戦関係軍記史料について

九州大学所蔵の慶長五年石垣原合戦関係軍記史料について

○九年、九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門。三一頁）同論文では、福岡藩家中の山路家、荒巻家などの事例から、家としての確実な由緒が昇進・家格上昇には必要である、とされ、また近世武家集団における人事は、戦功に関わる由緒と無縁にはなり得なかったのかもしれない、とされる（同上五二頁）。

(68) 柴多一雄氏は、四代藩主「綱政代までの福岡藩では、家老は藩主側近の下級家臣が取り立てられて任命されることが多く、初期以来代々家老に就任するような家は、三奈木黒田家以外にはみられなかった。」とされる（柴多一雄「近世前期福岡藩の家臣団と黒田二十四騎図」『黒田長政と二十四騎 黒田武士の世界』二〇〇八年、福岡市博物館）六頁）。

(69) 高野信治氏は、「新参格家臣の側近としての取り立てとその興亡は、権力強化を企図するそれぞれの藩主による属人的関係での政務運営を示すが、これは武功が家臣秩序にとって最も重要とする認識の変容と裏腹の動向と考えられ、逆に武功の家を自認する階層の譜代意識を喚起することにもなった。」とされる（註67高野氏前掲論文、三四頁）。それは、新参者（「出頭人」）にとっても同様で、武功のなさというコンプレックスをいかに克服するかに腐心したであろうことは想像に難くない。

(70) 高野信治氏は、家臣個人でまた各家で独自に作成された記録・由緒類には、その上昇志向、他家より抜きん出たいという、武士の心性に内在する意識を読み取ることが可能かもしれない、とされる（註67高野氏前掲論文、五二・五三頁）。

(71) 『国書総目録 第二巻』（一九六四年、岩波書店）によると、「黒田如水記」は国立公文書館内閣文庫以外に、東京教育大学（筑波大学）、東京大学、東北大学（宝暦一三（一七六三）写）、東北大学狩野文庫、金沢市加越能文庫、島原市立島原公民館松平文庫、尊経閣文庫、お茶の水女子大学（成實。寛文三（一六六三）写）などに所蔵されている。

【追記】

脱稿直後、林千寿氏の論文、「慶長五年の戦争と戦後領国体制の創出——九州地域を素材として——」（『日本歴史』七四二号、二〇一〇年三月、吉川弘文館）が発表された。「石垣原合戦」に関わる重要な論点を含む論文であるが、今回本稿でそれについて触れることができなかったことを断っておく。